（別紙様式３－１）単独参加者、共同体の代表構成員用

誓　約　書

令和　年　月　日

青森県知事　殿

住所又は所在地

名称又は商号

代表者職氏名　　　　　　　　　　 ㊞

青森県次期税務電算システム導入等業務に係る公募型プロポーザルに参加するにあたり、下記のとおり誓約します。

記

（１）次の全てを満たす者であること。

ア　参加表明書の提出期限の日から契約締結の日までの間に、青森県から指名停止の措置を受けていない者であること。

イ　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第１項及び第２項各号に規定する者に該当しないこと。

ウ　令和５年６月12日青森県告示第404号（物品等の競争入札参加資格）の一の規定又は令和６年２月13日青森県告示第86号（物品等の競争入札参加資格）の一の規定により、役務の提供を受ける契約で電子計算組織に係るものについてＡの等級に格付けされた者で、システム開発、システム維持管理及び業務委託の営業種目を有する者であること。

（２）次のいずれにも該当しない者であること。

ア　暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者。

イ　自己若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を与える目的で暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の威力を利用したと認められる者。

ウ　暴力団の威力を利用する目的で金品その他財産上の利益の供与（以下「金品等の供与」という。）をし、又は暴力団の活動若しくは運営を支援する目的で相当の対価を得ない金品等の供与をしたと認められる者。

エ　正当な理由がある場合を除き、暴力団の活動を助長し又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら金品等の供与をしたと認められる者。

オ　暴力団員と交際していると認められる者。

カ　暴力団又は暴力団員が実質的に経営に関与していると認められる者。

キ　その者又はその支配人（その者が法人の場合にあっては、その者又はその役員若しくはその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者）がアからカまでのいずれかに該当することを知りながら当該者とこの契約に係る下請契約、材料等の購入契約その他の契約を締結したと認められる者。

（別紙様式３－２）共同体の構成員用

誓　約　書

令和　年　月　日

青森県知事　殿

住所又は所在地

名称又は商号

代表者職氏名　　　　　　　　　　 ㊞

青森県次期税務電算システム導入等業務に係る公募型プロポーザルに参加するにあたり、下記のとおり誓約します。

記

（１）次の全てを満たす者であること。

ア　参加表明書の提出期限の日から契約締結の日までの間に、青森県から指名停止の措置を受けていない者であること。

イ　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第１項及び第２項各号に規定する者に該当しないこと。

（２）次のいずれにも該当しない者であること。

ア　暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者。

イ　自己若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を与える目的で暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の威力を利用したと認められる者。

ウ　暴力団の威力を利用する目的で金品その他財産上の利益の供与（以下「金品等の供与」という。）をし、又は暴力団の活動若しくは運営を支援する目的で相当の対価を得ない金品等の供与をしたと認められる者。

エ　正当な理由がある場合を除き、暴力団の活動を助長し又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら金品等の供与をしたと認められる者。

オ　暴力団員と交際していると認められる者。

カ　暴力団又は暴力団員が実質的に経営に関与していると認められる者。

キ　その者又はその支配人（その者が法人の場合にあっては、その者又はその役員若しくはその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者）がアからカまでのいずれかに該当することを知りながら当該者とこの契約に係る下請契約、材料等の購入契約その他の契約を締結したと認められる者。